

平成31年 4月 9日

長久手市小中学校保護者 様

長久手市教育委員会教育長 川本 忠

長久手市の部活動「活動日及び活動時間」について

保護者の皆様には、日頃から本市の教育行政並びに各学校の教育活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、3月に愛知地区4市町の教育長の連名で「中学校の部活動のあり方について」という文書を、小学校6年生と中学校1、2年生の保護者に配付しました。長久手市教育委員会では、小中学校の部活動について「児童生徒の健康維持」「教員の負担軽減」といった観点から検討してまいりました。つきましては、部活動の活動日、部活動の活動時間について、原則として下記のとおりとします。ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、参考として、3月に配付した「中学校の部活動のあり方について」の内容を掲載しておきます。

記

1 活動日

<通常の期間>

(1) 小学校

- 平日の内、2日間を休養日とする。（基本の曜日を定める）。
- 日曜日・祝日は休養日とする。
- 日曜日・祝日に実施した場合は、休養日の代替日を平日に設定する。

(2) 中学校

- 平日の内、1日を休養日とする。（基本の曜日を定める）。
- 土曜日・日曜日の内、1日を休養日とする。
- 家庭の日は休養日とする。
- 3連休以上の場合、少なくともその半分（3連休であれば1.5日）は休養日（休養時間）とする。
- テスト週間中及びテスト期間中は休養日とする。
- 土曜日・日曜日の両日実施した場合は休養日の代替日を別の週の土曜日・日曜日に設定する。この場合、月初めから月終わりまでの1か月の間で調整する。
- 各種大会等で勝ち上がり方式のため、2週以上にわたって土曜日・日曜日に活動する場合は、代替日として平日に休養日を設定する。
- 「家庭の日」「年末・年始休業日」「テスト週間・テスト期間」「学校閉校期間（8月中旬）」は代替日の対象とならない。

<夏休み・冬休み・春休み>

(1) 小学校

- 土曜日・日曜日・祝日は休養日とする。
- 「学校閉校期間（8月中旬）」「年末・年始休業日」は休養日とする。

(2) 中学校

- 大会以外の土曜日・日曜日・祝日は休養日とする。
- 「学校閉校期間（8月中旬）」「年末・年始休業日」は休養日とする。
- 各種大会等で土日に活動した場合は、代替日として平日に休養日を設定する。

2 活動時間

<平日・土曜日・日曜日・祝日>

(1) 小学校

- 朝練習は行わない。
- 活動時間は平日を2時間以内、土曜日・日曜日・祝日を3時間以内とする。
- 日没までに児童が帰宅できるように活動を終える。
- 日の長い6・7月の最終下校時刻は、遅くとも17:30とする。

(2) 中学校

- 朝練習は行わない。ただし、目的が明確であり、補助的で最小限の期間に限っての実施は認める。活動は生徒の自主的な選択による参加とし、活動時間は30分以内とする。
- 活動時間は、平日を2時間程度、休日を3時間程度とする。1日練習の場合は、午前3時間程度、午後3時間程度の活動とし、翌日は半日練習または休養日とする。
- 日没までに生徒が帰宅できるように活動を終える。
- 日の長い6・7月の最終下校時刻は、18:00とする。

<夏休み・冬休み・春休み>

(1) 小学校

- 活動時間は3時間以内とする。
- 活動時間は、教職員の勤務時間に合わせる。

(2) 中学校

- 活動時間は3時間程度とする。1日練習の場合は、午前3時間程度、午後3時間程度の活動を認める。ただし、1日練習を行う場合は、翌日は半日練習または休養日とする。
- 活動時間は、教職員の勤務時間に合わせる。

3 その他

- 猛暑や雷雨等の異常気象時においては、市教育委員会や学校の判断により活動の中止や、活動時間の短縮の措置をすることがある。

<参考 「中学校の部活動のあり方について」>

平成31年3月8日配付

1 通常期間の活動について

- (1) 平日の1日は、休養日とする。
- (2) 土日のうち1日は、休養日とする。
* 大会出場により休養日を設定できない場合は、代替日を設定する。
- (3) 家庭の日(毎月第3日曜日)は、休養日とする。
- (4) テスト週間・期間は、休養日とする。

2 長期休業中の活動について

- (1) 大会以外の土日祝日は、休養日とする。(活動した場合は平日を代替日とする)
- (2) 県で定められた「会議、行事等を行わない期間」(8月中旬)は、休養日とする。
- (3) 年末・年始休業日は、休養日とする。
- (4) 1日練習を行う場合は、翌日は半日練習または休養日とする。(1日練習は連続しないこと)

3 活動時間について

- (1) 平日2時間程度、休日3時間程度とする。(ただし、やむを得ない場合は、1日練習を午前中3時間程度、午後3時間程度の活動として認める。ただし、その場合も1日練習は連続しないこととする)

4 朝練習について

- (1) 原則「なし」とする。しかし、目的が明確であり、補助的で最小限の期間に限っての実施は認める。その場合は、登校時間における安全に十分配慮した開始時間とし、自主参加とする。